

確定申告シーズン到来！今年のポイントは？



●臨時収入をチェックしておこう！

臨時収入があると、確定申告が必要となる場合があります。

◆原稿料や講演料の臨時収入

フリーランスが副業で原稿料や講演料を受け取って年間で20万円を超えると確定申告が必要です。

必要経費は計上できますが、雑所得で申告する場合、赤字でも他の所得との通算はできません。

◆生命保険の満期金や解約返戻金

満期金や解約返戻金を受け取った際、支払った保険料を控除しても50万円以上利益が出る場合は、一時所得の申告が必要です。

一時所得：(満期金等-保険料-50万円)×1/2

◆プラチナや金の売却益

プラチナや金地金の売却益も確定申告が必要です。下表のとおり所有期間に応じて所得を計算し、給与や事業所得などと合算し税金を計算します。

所有期間 5年超	(譲渡価額－取得費－譲渡費用)×1/2 －50万円
5年以下	(譲渡価額－取得費－譲渡費用)－50万円

1回200万円以上の取引は、業者から税務署へ届出されていますので、申告もれにはご注意ください！

◆ネットオークションでの収益

不要となった子供服やCDの売却収入は原則非課税ですが、営利目的で仕入れて売却を繰り返す場合は、事業性があるため確定申告が必要です。

●マイナポータル連携の確定申告とは？

昨年からはまったマイナポータル連携での確定申告。事前に設定しておけば、収入や控除関係データを取り込めて楽に申告ができそうです。

ただ、勤務先が給与所得の源泉徴収票について税務署へ電子申告するのは、原則、年収500万円超の場合なので、連携できない人はご注意ください。

マイナポータルから連携できる収入および控除データ

収入	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票（勤務先が税務署へ電子申告した場合に限定） 公的年金の源泉徴収票 株式等の特定口座年間取引報告書*
控除	<ul style="list-style-type: none"> 医療費（1～12月分）の窓口負担額 ふるさと納税（寄付金控除）* 生命保険料控除、地震保険料控除* 住宅ローン年末残高証明書* 住宅借入金等特別控除証明書（希望者に限定） 特定口座年間取引報告書* 国民年金保険料、国民年金基金掛金 小規模企業共済等掛金控除（iDeCo含む）

*マイナポータル対応の金融機関などが発行する場合に限る

●今年も人気“ふるさと納税”

実質2,000円でさまざまな返礼品がもらえると人気の“ふるさと納税”。寄付額から2,000円を差引いた金額を、所得税と住民税から控除できる制度です。



◆ワストップ納税利用時の注意点

5自治体までの寄付なら、ワストップ特例制度の利用で確定申告も不要ですが、医療費控除などで確定申告する場合は「寄付金控除」も申告が必要ですので、お忘れなく！

◆返礼品のもらいすぎにも注意！

受領した返礼品の総額が年間50万円を超えると、超過分の1/2が一時所得として課税されます。

返礼品は寄付金の3割以下にすることが義務付けられているため、概算でも確認できます。

●5年遡って申告できる医療費控除

医療費控除は、年間10万円（または総所得金額の5%）を超えた部分が対象です。申告を忘れていても確定申告していない年分なら、5年間は遡って還付申告できます。

なお、医療費領収書の提出義務はありませんが、手元で5年間保存が必要です。

◆高額医療費と保険金に注意！

高額医療費や入院給付金や通院給付金などは、かかった医療費から控除が必要です。お忘れなく！

◆通院交通費も控除対象

バスや電車のほか、夜間通院や骨折時のタクシー代も医療費控除できます。ただし、自家用車のガソリン代は対象にならないので、ご注意ください！

所得税の納税方法

	納付方法	説明	事前手続き	利用上限額
現金納付	金融機関や税務署の窓口納付	納付書で納付	-	-
	コンビニ決済	納付書で納付	国税庁HPでQRコード作成し納付書準備	30万円以下
電子納税	振替納税	届出口座から指定日に振替	e-Taxまたは書面で口座届出	-
	ダイレクト納付	指定日に口座振替	e-Tax利用、口座登録	-
	インターネットバンキング	指定口座から納付	e-Tax利用	-
	クレジットカード決済	カード決済（手数料負担必要）	-	1,000万円未満（カードの上限）
	スマホアプリ決済	PAY払い（7種類）	-	30万円以下（7月上限）